

庄原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について

1. 趣旨

平成28年3月に策定した庄原市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「市総合戦略」という。）は令和元年度で終期を迎え、第2期市総合戦略は令和2年度に策定することから、現行の市総合戦略を1年延長します。

また、これに伴い、市総合戦略の対象期間と目標値年度を見直します。

2. 背景

市総合戦略の改定（延長）を行った背景については、つぎのとおりです。

- ① 平成28年3月に策定した庄原市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「市総合戦略」という。）は、令和元年度で終期を迎える。
- ② 国は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和元年12月20日に閣議決定した。
- ③ 国は、「地方版総合戦略に切れ目が生じないものであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を設定することも、やむを得ない」と示している。
- ④ 広島県は、次期広島県総合計画に連動させる必要があることから、現行の広島県総合戦略の終期を1年間延長することとし、第2期広島県総合戦略は、令和3年度当初予算を起点に策定することとしている。

3. 延長の理由

市総合戦略の延長については、つぎの理由により現行の終期を1年延長し、令和2年度を終期とします。

- ① 令和元年度から令和2年度にかけて、継続的に実施する地方創生推進交付金事業又は新規事業（企業版ふるさと納税等）の検討があり、切れ目が生じない市総合戦略が必要であるため。
- ② 市総合戦略は、国及び県の総合戦略を勘案して定めるとされている（まち・ひと・しごと創生法第10条）が、令和2年2月の段階で、県の総合戦略・施策が示されていないため。

<参考>

○計画期間等のイメージ

区分	平成 27 年度～令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度～
市の総合戦略	現行 (H28 年 3 月策定)	1 年延長	第 2 期
国の総合戦略	現行 (H26 年 12 月) 第 2 期 (令和元年 12 月)	第 2 期 (R2 年～R6 年度)	
県の総合戦略	第 1 期 (H27 年 7 月策定)	1 年延長	第 2 期

4. 延長に伴う考え方

市総合戦略の延長に伴う考え方については、つぎのとおりです。

(1) 施策について

- ・現在掲げている施策を基本とする。

(2) 延長する期間の目標値 (K P I) の設定について

- ・令和元年度までの市総合戦略の評価が出来ていないため、延長する期間の各施策の目標値は変更しない。但し、目標値 (令和元年度) と長期総合計画の中間目標値 (令和 2 年度) が異なる場合は、中間目標値に置き換える。
- ・令和 2 年度に、第 1 期 (平成 27 年度～令和元年度) 市総合戦略を評価し、第 2 期市総合戦略を検討する中で、新たな施策及びその目標値 (令和 3 年度～6 年度) を設定する。

5. 総合戦略の改定内容

延長に伴う主な総合戦略の変更点はつぎのとおりです。

(1) 延長説明

延長の理由等を第 1 章の前に追加する。

(2) 対象期間

対象期間の終期を令和元年度から令和 2 年度に変更する。(29 頁)

変更前：平成 27 年度～令和元年度

変更後：平成 27 年度～令和 2 年度

(3) 各施策の目標値 (K P I) 年度の変更 (37～48 頁)

現行市総合戦略の数値目標は、計画の終期である令和元年度の目標値を設定しているため、令和 2 年度に変更する。

(4) 各施策の目標値

目標値 (令和元年度) と長期総合計画の中間目標値 (令和 2 年度) が異なる場合に限り、中間目標値に置き換える。なお、指標項目については現行のままとし、新たな追加は行わない。